

岩倉市国際交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市の国際交流事業の推進を図るため、団体が行う国際交流事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関して定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 次に掲げる要件を備えた団体が行う国際交流事業のうち補助の対象となる経費は、事業費のうち報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他必要な経費とする。

- (1) 規約を有し、役員についての規定があること。
- (2) 自己財源を有し、かつ、経理が明確になされていること。
- (3) 市内に事務所を有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。
- (4) 構成人員が10人以上で、その構成員が主に市内在住又は在勤者であること。
- (5) 特定の政党及び宗教に関与しない団体並びに営利を目的としない団体であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象となる経費の2分の1以内の額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、岩倉市国際交流事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2)
- (2) 収支予算書(様式第3)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。ただし、この場合において、市長が助成の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項により補助金の交付を決定した場合は、岩倉市国際交流事業補助金交付決定通知書(様式第4)により、速やかにその決定の内容及び条件を申請した団体に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした団体は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に市長が定める期日までに補助金の申請の取下げを

することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の完了期限)

第7条 当該決定に係る補助事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに完了しなければならない。ただし、補助事業が期限内に完了しないことが判明した場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(事業変更等の承認)

第8条 第5条第2項の規定による決定通知を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）が当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項についてはこの限りではない。

(実績報告)

第9条 補助事業団体が当該事業を完了した場合は、完了後30日以内に、岩倉市国際交流事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第6）

(2) 収支決算書（様式第7）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の確定をした場合は、確定通知書（様式第8）により、速やかに補助事業団体に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、額の確定後、補助事業団体の請求に基づき交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部を概算払により事業完了前に交付することができる。

2 前項の規定により補助金を受けようとする補助事業団体は、請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業団体が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為を行った場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の内容を市長の承認を受けずに変更、中止又は廃止したとき。

(諸帳簿の整理)

第13条 補助事業団体は、補助事業に係る経理を明らかにする証拠書類を整理して、5年間保有しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、補助事業団体に対し、事業遂行に関し必要な指導を行い、報告を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長がその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

(既存の要綱の廃止)

2 岩倉市国際交流事業補助金交付要綱（平成4年4月30日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の適用を受けている補助事業団体の実績報告等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

団体名
所在地
代表者名

年度岩倉市国際交流事業補助金交付申請書

このことについて、下記金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

総事業費 金 円

補助申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第3 (第4条関係)

収 支 予 算 書

収入

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市国際交流 事業補助金	円	
会 費		
そ の 他		
合 計		

支出

項 目		金 額	積 算 の 基 礎
補 助 対 象 経 費	運 営 費	円	
	事 業 費		
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

- 備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。
2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第4（第5条関係）

第 年 月 日
年 月 日

殿

岩倉市長

年度岩倉市国際交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については岩倉市国際交流補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金交付金額 金 円
- 2 補助条件

事業の執行等にあたっては、岩倉市国際交流事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第5（第9条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

団体名
所在地
代表者名

年度岩倉市国際交流事業補助金実績報告書

岩倉市国際交流事業補助金交付要綱の規定に基づき下記のとおり関係書類を添えて実績報告書を提出します。

記

添付書類

- （1）事業実績報告書
- （2）収支決算書

様式第7（第9条関係）

収 支 決 算 書

収入

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市国際交流 事業補助金	円	
会 費		
そ の 他		
合 計		

支出

項 目		金 額	積 算 の 基 礎
補 助 対 象 経 費	運 営 費	円	
	事 業 費		
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

- 備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。
2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第8（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

岩倉市長 石 黒 靖 明

年度岩倉市国際交流事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については岩倉市国際交流補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 補助金の確定額 金 円

様式第9（第11条関係）

請求書（精算払・概算払）

金 _____ 円

ただし、 _____ 年度岩倉市国際交流事業補助金

上記の金額を補助金交付決定通知書を添えて請求します。

年 月 日

団体名
所在地
代表者名

岩倉市長

殿

振込口座

金融機関
種類
口座番号
口座名義

岩倉市国際交流事業補助金交付要綱運用基準

- 1 要綱第2条に規定する国際交流事業とは、次のいずれかを満たすものであること。
 - (1) 補助申請事業を行うにあたり、広く市民に呼びかけるものであること。
 - (2) 当該団体が、幅広い市民の参加により活動している団体で、補助申請事業が、団体構成員すべてを対象に行われているものであること。

- 2 要綱第3条に規定する補助金の額は、国際交流を主たる目的としていない団体が行う場合、対象となる経費の2分の1以内の額で、1件10万円を限度とし、年間1団体につき1件を限度とする。